

## 令和6年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	前川 義憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃次			
委員	3番	宮内 敬介	4番	竹下 るみ子	
	5番	林 悦子	6番	草刈 満男	
	7番	青木 正篤	8番	古谷 葉子	
	9番	浮田 益実	10番	葉狩 健一	
	11番	池本 英夫	12番	細山 周一	
	13番	長石 憲太郎			

4. 欠席委員(1人)

委員	2番	春摘 要			
----	----	------	--	--	--

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	西沖 和己	16番	谷口 真一
17番	国石 宣広	18番	植木 義博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第3 議案第1号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長	山中 章弘	書記	安道 千景
------	-------	----	-------

8. 会議の概要

開 会	( 開 会 午後2時01分 )
事務局長	ただ今から、令和6年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に 議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、13番 長石憲太郎委員、14番 小 宮山晃次職務代理にお願いをいたします。 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項による通知書について」を 議題とします。 農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告す るものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは議案書の1ページをご覧ください。 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出 がありました。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上です。
議長(会長)	報告が終わりました。報告案件は以上です。 次に、日程第3 議案第1号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」 を議題とします。 非農地通知の発出について決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	今回、所有者様より農地が山林になっているので、農地ではなくして欲しいとい うご相談がありました。 今年度の利用状況調査、議案書では令和5年度となっておりますが、これは農地

	<p>台帳システムに今年のもものが反映されていないということで、令和6年の調査でも再生利用が困難となっておる農地であります。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が大字埴師字マガリ 808 番。地目が田。面積は585 m<sup>2</sup>です。所有者は大字埴師 649 番地の●●●●さんです。</p> <p>利用状況調査の内容につきましては、議案書にもありますように令和5年10月1日、今年度は8月1日の調査で再生利用が困難、山林となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の1ページをご覧ください。ここは紺屋土居集落奥の農地、山裾にある山林になります。2ページ目には現況の写真を付けており、このように山林になった状態であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>発言がないようですので、採決致します。議案第1号 番号1について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は非農地と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>なお、整理番号12、13については番号9番 浮田益実委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p style="text-align: center;">（浮田益実委員退席 午後2時13分）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の3ページをご覧下さい。</p> <p>1月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画(案)の意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で、30,707 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権を設定する者が15名、受ける者が5名となっております。</p>

	<p>期間につきましては、5年以上10年未満で15,294㎡、10年以上で15,413㎡となっております。</p> <p>それでは4ページから6ページで詳細について説明をいたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
10番	<p>●●さん、●●さんの場合、かなりまとまった形で設定されていますが、設定される方は耕作されていないのか。</p>
17番	<p>ウチの場合は全部耕作していないところです。</p>
13番	<p>管理されていたところを、今回新規ということか。</p>
17番	<p>違います。</p> <p>(雑談あり)</p>
4番	<p>●●さんのところですが、これまでの契約が切れて、更新するというような形です。私もちょっとわかりませんが、水稻とありますが、実際は作れない場所もあるし、●●●●さんという方が鳥取の方で、全然こっちに居られないので、管理も兼ねて、というようなことで借りておられるらしいです。でもまあ、一応水稻と書いてありますけど。</p>
17番	<p>(1番から9番の農地の場所、状況について説明)</p> <p>(雑談あり)</p>
議長(会長)	<p>他に。</p>
10番	<p>10番、11番は受け手が●●ですが、これはどういった形態でしょうか。</p>
事務局長	<p>契約更新です。</p>
14番	<p>水稻の育苗ハウスです。</p> <p>(雑談あり)</p>
議長(会長)	<p>その他。</p>

	(質問、意見なし)
議長 (会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。浮田益実委員の復席を認めます。</p>
	(浮田益実委員復席 午後2時31分)
議長 (会長)	<p>次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>なお、整理番号15番については、番号11番 池本英夫委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p>
	(池本英夫委員退席 午後2時32分)
議長 (会長)	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	<p>それでは、議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>1月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定を求められたものであります。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものとなります。</p> <p>利用権設定される面積は全て田で、13,600㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が9名、受ける者が4名となっております。</p> <p>期間につきましては、3年以上5年未満が1,279㎡、5年以上10年未満が8,774㎡、10年以上が3,547㎡となっております。</p> <p>それでは8ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
6 番	整理番号7、8、9の借り手●●●●さんの3筆です。南方の8番、9番は耕作

	<p>されておるのを僕は知っとるんですが、穂見の7番の二反近いところに野菜とは、どんなのを作っておられるのか、作ろうとされておるのか。</p>
16番	<p>大根、板井原大根です。あれが一部に植わって、半分しか借りないという約束で、大きな田んぼなんだけど半分に仕切って、有機栽培で。とにかく上がって管理はされてます。</p>
議長（会長）	<p>その他。 10から14番は、機械を持って水稻をよくされていたようだが、何でだったのだろうか。牧草にというのは。要はもうしないということか。</p>
16番	<p>場所が悪い。去年までは作っとられたが、コンバインが取られるところで、かなわんからと相談されて。</p>
議長（会長）	<p>その他では、耕作されとると。</p>
16番	<p>そうです。</p>
議長（会長）	<p>その他よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>それでは採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することに致しました。 池本英夫委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">（池本英夫委員復席 午後2時44分）</p>
議長（会長）	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p>
閉会	<p style="text-align: center;">（閉会 午後2時45分）</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年2月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次